



29 逗 個 情 運 発 第 12 号  
2018 年（平成 30 年）1 月 26 日

逗子市教育委員会 御中

逗子市個人情報保護運営審議会  
会 長 立 川 丈 夫



学校保健安全法及び同法施行規則に基づいて実施された児童・生徒の  
健康診断に関する個人情報の目的外提供について（答申）

2018 年（平成 30 年）1 月 15 日付け、逗子市教育委員会諮問第 1 号「学校保健安全法及び同法施行規則に基づいて実施された児童・生徒の健康診断に関する個人情報の目的外提供について」に係る逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく個人情報の目的外提供につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

なお、当該目的外提供の事務の実施にあたっては、情報提供契約書等において、市、提供先及びその委託先の業務分担やその責任の所在を明確にされるとともに、市としても本人・保護者に対し、提供に際し拒否も可能であることなどの説明を行い、提供先の事業内容への理解、周知を図られるよう申し添えます。

また、当該事業が今後どのように進められていくのかについては、情報収集をし、検証されていくことを希望します。

以上